

日本語版

【出入国在留管理庁からのお知らせ】(20210716)

在留資格認定証明書を有効とみなす期間が変わりました。

- ・作成日が2020年1月1日～2021年7月31日
→2022年1月31日まで有効とみなします。
- ・作成日が2021年8月1日～2022年1月31日
→作成日から「6か月間」有効とみなします。

詳細はこちらから御確認ください。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>

※登録情報の変更はこちら

(この URL は、登録者個人により異なるため、省略します。)

※登録の解除はこちら

(この URL は、登録者個人により異なるため、省略します。)

※登録情報の変更及び登録解除の URL は本日から 90 日間有効です。

有効期間を過ぎた場合、こちらから再発行願います。

https://mail.isa.go.jp/m/ja_urlreissue

※なお、本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関 1-1-1

03-3580-4111 (代表)